

## 輸出貨物の製造用原料品による貨物製造報告書・ 貨物製造証明書（T-1490）

「輸出貨物」欄の「品名」及び「数量」欄には、関税の払戻し（減額・控除）の対象となる輸出貨物の品名及び数量を記載する。

なお、数量は、通常取引において使用する数量の単位（例えば、みかん缶詰の例では、缶数又はケース数）による数量を記載してよいが、なるべく輸出申告書に記載する単位による数量をかつこ書する。（例えば、第1号 Canned Mandarin Orange Juice 150Cases (2,245kgs)）。

「関税の払戻し（減額・控除）を受けられる原料品」欄の「品名」及び「数量」欄には、「輸出貨物」の欄に記載した輸出貨物の製造に使用された原料品の品名及び数量を記載する。この場合の数量の単位は、その原料品の輸入許可書に記載されている数量単位による（例えば、豪州粗糖 175kgs）。